

高崎市障害福祉サービス事業者等における事故等発生時の報告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づく施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、利用者及び入所者（以下「利用者等」という。）に対するサービス提供中の事故、職員等による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合に、施設等から市長への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生原因や再発防止策の実効性を検証し、利用者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

(報告の対象となる事業者及びサービス)

第2条 次の事業者等（以下「事業者」という。）が行うサービスとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害者支援施設設置者
- (3) 指定相談支援事業者
- (4) 地域活動支援センター設置者
- (5) 福祉ホーム設置者
- (6) 移動支援事業者
- (7) 日中一時支援事業者
- (8) 基準該当事業者
- (9) 指定障害児通所支援事業者
- (10) 指定障害児入所施設設置者

(報告の範囲)

第3条 事業者は、以下の事故等が発生した場合、市長へ報告を行うものとする。

- (1) ケガ・異食・誤嚥又は死亡

サービスの提供により、医療機関の受診を要する利用者等のケガ・異食・誤嚥又は死亡事故が発生した場合、又は、病気等により利用者等が死亡に至り、サービスの提供との因果関係が疑われる場合や家族等との間に問題が生じる可能性がある場合

- (2) 利用者等の失踪・行方不明

施設等の周辺や心当たりがある場所を探したが速やかに発見できなかった場合、又は外部へ

の協力を求めた場合

(3) 利用者等の不法行為

犯罪行為として警察へ届け出た場合

(4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等

利用者等の処遇に影響があるもの、不適切な処遇と認められる場合

(5) 誤薬

利用者等に不適切な与薬（種類・時間や量の誤り等を含む）をしたことにより、体調に異変をきたし、医療機関の受診を要した場合

(6) 利用者等の送迎・通院時の交通事故

利用者等の送迎・通院の間に交通事故が発生した場合

(7) 食中毒及び感染症

食中毒及び感染症について、サービス提供に関して発生したと認められる場合

なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。

(8) その他

前各号に掲げる場合のほか市長が事故事例として報告すべきと認める場合

（報告の時期及び手続き）

第4条 事業者は、第3条に定める事故等が発生した場合、以下の手順により市長へ報告するものとする。

(1) 事業者は、事故等発生後速やかに、電話又はファクシミリ等により概要を報告するものとする。

ただし、第3条（1）について、軽微な怪我等で医療機関の受診を要した場合は、管理者等の判断により、直後の報告を省略する事ができる。

(2) 事業者は、必要に応じて事故等の処理の経過について、適宜報告するものとする。

(3) 事業者は事故発生後30日以内に事故等報告書（別添参考様式）を作成し、高崎市へ報告するものとする。

また、（別添参考様式）と同様の内容が記載されている他の様式を用いてもよい。

なお、事故発生後の対応に30日以上要する場合については、30日以内に中間の事故報告書を提出し、事故等の発生要因及び再発防止策の検討が終了した時点で、事故等報告書を再提出すること。

(4) 事業者は、利用者等及びその家族が事故等の事実関係を共通に把握することができるよう、

利用者等の家族に対し、報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付するものとする。

- (5) 利用者等の援護の実施者が他の市町村の場合、事業者は当該市町村に併せて報告するものとする。

(その他)

第5条 事業者は報告書の取扱いについて、施錠保管を行う等、常に個人情報保護に細心の注意を払うものとする。

- 2 事業者は事故等の対応や再発防止に関し、法人内部で検討・協議を行っている場合、その内容を確認できる議事録や会議資料等の関係書類を整理しておくものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。